

## 第4章 誘導施設



# 1 誘導施設

## (1) 誘導施設とは

誘導施設は、「居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設」とされており、これを都市機能誘導区域に誘導・集約することで、都市機能誘導区域における各種サービスの効率的な提供を図るものです。具体的には、医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、教育施設、商業施設、行政施設等が誘導施設の対象となります。誘導施設として設定した施設を都市機能誘導区域内に建築・開発する場合は、各種立地支援制度が活用可能になるとともに、誘導施設を都市機能誘導区域外に建築・開発しようとする場合には届出が必要となります。

## (2) 誘導施設の設定の考え方

上記のように、誘導施設には制度上、区域内への立地を支援する側面と区域外への立地を抑制する側面を併せ持っています。誘導施設の設定においては、この両方の特性を踏まえて設定する必要があります。

「区域内へ立地を支援する側面」に着目すると、都市機能の立地の現状にかかわらず、本計画の基本方針である『市街地中心部における都市活力とにぎわいの再生』の下、都市サービス施設の誘導、高度化による拠点性の強化を実現するため、計画的に立地を誘導すべき施設を誘導施設に設定することが考えられます。具体的には、将来都市構造における中心市街地形成エリアや観光交流形成エリアに立地が求められる高次な都市機能を有し、都市又は地域全体をサービス対象とする施設を設定します。

また、「区域外への立地を抑制する側面」に着目すると、既に都市機能誘導区域内に立地する施設が区域外への転出を試みた場合、これを抑制する効果が期待できます。このため、誘導施設は、都市機能誘導区域内に現在立地する施設で、今後も区域内への立地が望ましく、都市又は地域全体をサービス対象とする施設を設定します。

〈誘導施設の設定の考え方〉

- ①中心市街地形成エリアや観光交流形成エリアに求められる高次な都市機能を有し、都市又は地域全体をサービス対象とする施設
- ②都市機能誘導区域内に現在立地する施設で、今後も区域内への立地が望ましく、都市又は地域全体をサービス対象とする施設

### (3)誘導施設の設定

誘導施設の設定方針に基づき、以下の9種類の誘導施設を設定します。

誘導施設の種類	設定概要
病院（20床以上）	都市全体をサービス対象とする施設
障害者支援施設	都市全体をサービス対象とする施設
子育て支援センター	地域全体をサービス対象とする施設
保育所	一般的には身近なサービス施設だが、市街地がコンパクトな本市では、限られた施設で市街地全体をサービス対象とする
幼稚園	
認定こども園	
図書館	都市全体をサービス対象とする施設
地域交流センター	地域全体をサービス対象とする施設
劇場、映画館、演芸場又は観覧場	都市全体をサービス対象とする施設